

令和3年三重県議会定例会

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会説明資料

目次

◎議案補充説明

- 1 議案第153号 三重県立ゆめドームうえの条例を廃止する条例案について
議案第160号 財産の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 議案第159号
財産の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 議案第149号
三重県都市公園条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・ 5

◎所管事項

- 1 高齢者等の移動手段の確保に向けた取組について・・・・・・・・・・ 9
- 2 南部地域の活性化に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 新過疎法施行に伴う過疎地域持続的発展方針及び計画の策定について・・・・・・・・ 25

○別冊資料

- (別冊1) 三重県過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）〈最終案〉

令和3年12月16日

地域連携部

(議案補充説明)

1 議案第153号 三重県立ゆめドームうへの条例を廃止する
条例案について
議案第160号 財産の処分について

1 財産の処分及び条例の廃止について

三重県立ゆめドームうへのについては、行財政改革の取組の中で、県民サービスの継続等を条件として民間事業者に売り払うことに伴い、施設の設置等について定めた条例を廃止しようとするものです。

2 売払いの状況

令和3年11月8日に、DMG森精機株式会社（代表取締役 森雅彦）と4億9,999万円（税込）で仮契約を締結しています。

3 条例の施行期日

令和4年4月1日

4 今後の予定

令和3年12月（議決日） 本契約を締結
令和4年4月1日 施設引き渡し

議案第百五十三号

三重県立ゆめドームうえの条例を廃止する条例案

右提出する。

令和三年十一月二十二日

三重県知事 一見勝之

三重県立ゆめドームうえの条例を廃止する条例

三重県立ゆめドームうえの条例（平成九年三重県条例第五十七号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案理由

三重県立ゆめドームうえのの財産売払いに伴い、三重県立ゆめドームうえの条例を廃止する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(議案補充説明)

2 議案第159号 財産の処分について

1 木曾岬新輪工業団地の処分について

木曾岬干拓地は、平成12年度に国から買い受けた土地です。



このうち、伊勢湾岸自動車道以北の一部を、木曾岬新輪工業団地第3期分譲地として、令和3年5月10日から分譲しており、希望する企業に売り払うものです。


2 売払いの状況

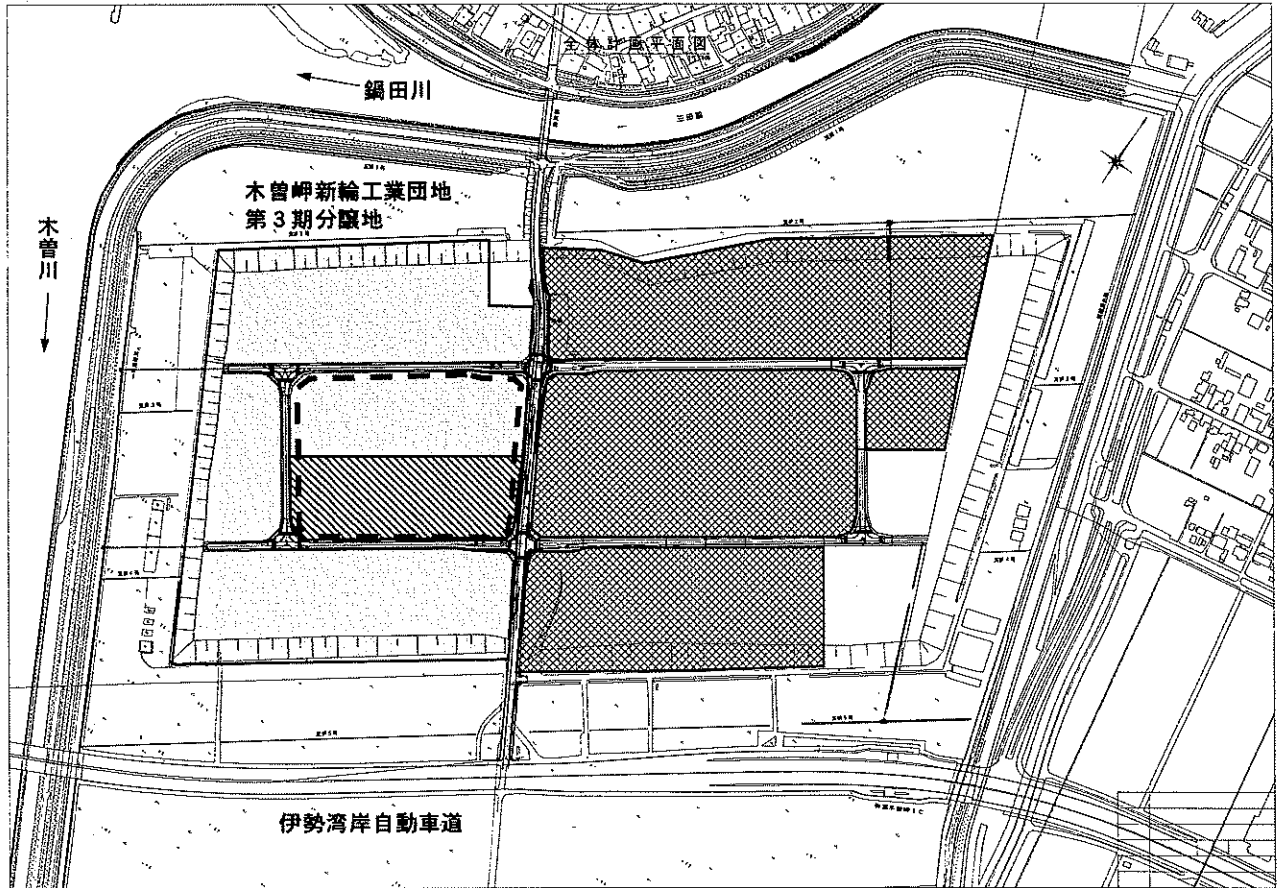
令和3年7月1日に、名港海運株式会社（代表取締役 高橋広）より2区画計60,949㎡の分譲申し込みがあり、今年度及び来年度にそれぞれ1区画を分譲する立地協定を令和3年9月10日に締結したところです。

当該議案は、今年度分の1区画30,018㎡を同社へ分譲するものであり、令和3年9月28日に6億1,747万260円で仮契約を締結しています。

位置図

申込区画： 
分譲区画： 
分譲面積： 30,018 m²

分譲済区画： 



(議案補充説明)

3 議案第149号 三重県都市公園条例の一部を改正する条例案 について

1 改正理由

県営総合競技場の「補助競技場」は、第1種公認陸上競技場※1であるメイン競技場に併設が義務付けられている第3種公認陸上競技場※2です。

また、この補助競技場は、(公財)日本陸上競技連盟の加盟団体が主催する公認競技会の会場として利用が可能となっています。

当該施設は、完成後5年経過する中で、公認競技会の会場としても数多くの利用実績があり、今後もこうした利用が見込まれることから、現在の利用実態についてよりよく周知することで、さらなる施設の利用促進を図るため、当該「補助競技場」の名称を「第二陸上競技場」に改めようとするものです。

2 改正内容

別表第三(五十鈴公園の公園施設を利用する場合)に規定する「補助競技場」の名称を「第二陸上競技場」に改めます。

3 施行期日

令和4年4月1日

(参考)

※1 第1種公認陸上競技場

日本選手権や国民体育大会などの全国大会及び国際大会を開催することができる(公財)日本陸上競技連盟公認の競技場。第3種公認陸上競技場を併設することが義務付けられています。

※2 第3種公認陸上競技場

第1種公認陸上競技場に義務付けられた併設施設であるとともに、地方ブロック大会や都道府県大会などを開催することができる(公財)日本陸上競技連盟公認の競技場。

二 (略)		二 (略)	
三 三重県営総合競技場の設備等		三 三重県営総合競技場の設備等	
イ〜ハ (略)		イ〜ハ (略)	
二 第二陸上競技場			
備考 (略)	区分	金額	
ホ (略)	(略)	(略)	
へ 第二陸上競技場及び付帯投てき場			
備考 (略)	区分	金額	
ト (略)	(略)	(略)	
備考 (略)			
ト (略)			

二 (略)		二 (略)	
三 三重県営総合競技場の設備等		三 三重県営総合競技場の設備等	
イ〜ハ (略)		イ〜ハ (略)	
二 補助競技場			
備考 (略)	区分	金額	
ホ (略)	(略)	(略)	
へ 補助競技場及び付帯投てき場			
備考 (略)	区分	金額	
ト (略)	(略)	(略)	
備考 (略)			
ト (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前にこの条例による改正前の三重県都市公園条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三重県都市公園条例(次項において「新条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 施行日前において、三重県都市公園条例別表第一に規定する三重県営総合競技場の指定管理者から同条例第十四条の十六第二項の規定により新条例別表第三に規定する使用料の区分により、施行日以後の利用料金の承認の申請があつた場合には、知事は、施行日前においても、新条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

提案理由

三重県営総合競技場補助競技場の利用実態に合わせて施設の名称を改める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(所管事項)

1 高齢者等の移動手段の確保に向けた取組について

(1) 現状と課題

高齢者の交通事故が社会問題化し、自動車運転免許証の返納件数が大幅に増加する中、交通不便地域等における高齢者をはじめとする県民の皆さんの移動手段を確保することが重要な課題となっています。

県においても、運転免許証返納件数が平成 27 年の 2,199 件から令和 2 年の 7,622 件と大幅に増加するとともに、高齢化や人口減少等に伴う利用者減で路線の減便や減少が進み、交通不便地域や空白地域が増えてきています。令和 2 年度に実施したみえ県民意識調査では、「道路や公共交通機関等が整っている」と実感していない方の割合が 56.2%となっており、実感している方の割合 39.0%を大きく上回っている状況です。

このため、令和 2 年度から、高齢化が進む「郊外型団地等都市部」や「交通不便地域」における移動手段の確保をめざし、市町等と連携し、次世代モビリティ等を活用した取組や、交通分野と福祉分野等とが連携した取組をモデル事業として実施するとともに、これらのモデル事業の課題や成果等をマニュアルにまとめ他市町への働きかけを行っています。

(2) 今年度の取組

県としては、県内各地域において関係機関が連携し、地域の実情に応じた様々な移動手段が広く確保されるよう支援していきたいと考えています。

今年度は、各市町に対し地域公共交通会議等を通じマニュアルを活用しながら、周知をはかるとともに、新たな移動手段確保の取組を検討する市町と個別に協議を行っています。あわせて、市町における検討を促進するため、大学教授などの専門家を市町の取組などに派遣することで、県内市町への支援を行っています。

また、地域の課題解決に向けて、新たに 4 つのモデル事業を別表のとおり選定しました。

次世代モビリティ等を活用した実証実験では、これまでの取組における課題等をふまえ、他の移動手段との接続を考慮した取組や、さらなる機能追加により内容を充実した取組を進めるとともに、福祉分野等と連携した取組では、既存の交通手段との連携を図ることで、より利便性を高める取組等を実施する予定です。

(3) 今後の取組


令和 4 年度は、将来的な本格稼働に向け計画的に実施する取組、運賃徴収を伴うなど継続的な運行に向けた取組など、さらに実現性の高い取組が進むよう、地域における移動手段の定着を促進したいと考えています。

次世代モビリティ等を活用した取組については、自動運転バス等の運転手無人化を見据えた実証や、これまでのモデル事業により把握した成果等を生かし、さらに利便性を高めるための機能改善を行うなど、より高度な取組を進めます。

また、福祉分野等と連携した取組については、今年度実施した教育分野、医療分野以外にも多様な分野との連携による移動手段の確保に加え、地域のボランティアや住民参加型で運営する取組等も対象に、地域の実情やニーズに応じ、よりきめ細やかに対応した移動手段の確保を進めます。

さらに、これらモデル事業のマニュアル等を活用しながら、新たな移動手段の確保に取り組む地域の拡大を図り、誰もが行きたいところへ移動できる社会の実現をめざします。

〈令和3年度選定事業：4事業〉

地域 取組内容	郊外型団地等都市部	交通不便地域
次世代モビリティ等を活用	<ul style="list-style-type: none"> ●桑名市次世代モビリティサービス推進事業（実施主体：桑名市） ・交通結節点の桑名駅と、生活と観光が混在する「七里の渡し」エリアを結ぶ自動運転の実証実験を実施。 ・実施日時：令和4年1月～2月における3日間（予定） ・実験車両：タクシー型 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●まちなかにおける次世代モビリティ実証実験（実施主体：四日市市） ・近鉄四日市駅とJR四日市駅間における自動運転の実証実験を実施。 ・実施日時：令和4年3月における2日間（予定） ・実験車両：自動運転シャトルバス 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●「安心して生活・来訪できるまち」実現に向け進化する「おでかけこもの」（実施主体：菰野町） ・令和元年度から運用のMaaSアプリ「おでかけこもの」へのeモビリティ（電動自転車等）の予約・決済機能を追加。 ・実施日時：令和4年3月（予定） 	
福祉分野等との連携		<ul style="list-style-type: none"> ●南伊勢町阿曾浦・^{おおかたがま}大方竈町営バス延伸実証事業（実施主体：南伊勢町） ・バス停から遠く離れ、バスの乗入ができない道路狭隘地区での運行を実施するとともに、病院送迎バスやスクールバスとの連携を図ることで高齢者、子供などの移動手段を確保。 ・実施時期：令和4年1月～3月（予定） ・実験車両：ワンボックス型

三重県高齢者等の移動手段の確保等に向けた地域モデル事業の取組状況

＜目的＞高齢化が進む郊外型団地やバス路線の縮小などが進む交通不便地域において、次世代モビリティ等の活用や福祉分野等との連携によるモデル事業を実施するとともに、とりまとめたマニュアルを活用しながら、新たな移動手段を導入する地域の拡大を図る。

～令和元年度 ＜背景・課題＞	令和2年度 (モデル事業1年目)	令和3年度 (モデル事業2年目)	令和4年度 (モデル事業3年目)	令和5年度以降 (モデル事業後イメージ)
<p>＜運転免許証返納件数＞の増加による高齢者の移動手段確保の必要性 H27:2,199件 →R2:7622件</p> <p>＜第10回みえ県民意識調査＞ 「道路や公共交通機関等が整っている」と実感していない層56.2%</p> <p>＜交通事業者の状況＞ 高齢化・人口減で利用者減で経営状況悪化⇒ ①駅やバス停までの移動手段がない郊外型団地の存在 ②交通機関が利用できない交通不便地域の存在</p>	<p>次世代モビリティの活用</p> <p>社会受容性向上、坂道走行など技術検証を目的とする実証実験</p>	<p>＜自動運転＞の経緯・方向性</p> <p>高精度3次元マップの活用などによる実証実験（遠隔監視を見据えて）</p> <p>本格運行に向けレベルアップ</p>	<p>遠隔監視システムの活用などによる実証実験（運転手無人を見据えて）</p> <p>＜デマンド＞、＜MaaS＞の経緯・方向性</p> <p>AI配車システム導入の検証、MaaSの磨き上げ</p> <p>＜課題＞ ・高齢者のスマホ予約が進まない ・予約困難、タクシー待機状態が把握できず</p> <p>課題に対応した改善、機能等追加</p> <p>高齢者の利用促進に向け簡易なシステムへの改善、MaaSとの連携強化</p> <p>・AIシステムを活用した輸送 ・MaaSの磨き上げ</p>	<p>【取組の定着】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動運転の本格運行（またはレベルアップした実証実験） ・デマンド、AI配車システムなどの本格稼働 ・MaaSの充実 ・地域の助け合い等による移送の充実 ・既存の移送対象者の拡大による移動手段充実 など <p>※MaaS等をベースに連携し利便性向上</p>
	<p>福祉分野等との連携</p> <p>福祉分野以外の医療・教育分野とも連携した取組を実施</p> <p>これまでの、市町や福祉団体が行う移送を想定</p>	<p>＜福祉分野等との連携＞の経緯・方向性</p> <p>より身近なニーズに対応し、バス・鉄道がない地域における移動を支える</p> <p>福祉以外の分野との連携による移動手段確保を推進</p>	<p>地域のボランティアや「助け合い」の精神で運営する移送を支援</p> <p>福祉以外の多様な分野との連携による取組に加え、地域での「助け合い」による移送も対象に</p>	<p>交通不便地域の解消</p>

(所管事項)

2 南部地域の活性化に向けた取組について

1 南部地域への教育旅行に係る受入環境整備及び情報発信事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて落ち込んだ地域経済の回復を支援するため実施している南部地域体験教育旅行促進事業費補助金を多くの学校に活用いただき、南部地域へ来訪していただいています。

※R3 補助金活用実績（交付決定ベース） 延べ628校、40,774人、130,974千円

この流れを一過性のものとせず、コロナの収束後も教育旅行の目的地として南部地域が継続的に選ばれるよう、教育旅行の受入を通じて明らかになった課題の解決に取り組むとともに、県内外の学校、旅行会社等に向けて情報発信を行う取組を進めています。

○受入環境整備

地域によっては、大人数を受け入れ可能な宿泊施設や体験プログラムが少ないといった課題があります。その解決のため、県内2か所（紀北町（古里地区）、鳥羽市（答志島））をモデル地区とし、複数の宿泊施設の連携や複数の体験プログラムの組み合わせ等により、大人数の教育旅行に対応できる仕組みを構築します。

〔スケジュール（予定含む）〕

令和3年12月 事前研修会（7日答志島、8日紀北町）

- ・宿泊施設、体験事業者に向け、教育旅行受入のポイントの共有や先進事例を紹介。

令和4年 2月 モニターツアーの実施

- ・モニターツアー実施前までに既存プログラムの改善、新規プログラムの開発。
- ・学校関係者や旅行会社を募ってモニターツアーを実施し、教育旅行を企画する側の立場から検証してもらう。

同 2～3月 事後研修

- ・モニターツアー参加者の声を宿泊施設、体験事業者にフィードバックし、改善策を検討・実施。更にブラッシュアップ。
- ・今後に向けたアドバイス。



12月7日答志島



12月8日紀北町

○情報発信

併せて、関西圏、中京圏及び県内の学校、旅行会社に対し、この取組に関するPRも含めた南部地域への教育旅行誘致のセールスを行います。

2 東紀州地域への誘客活動等について

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、県内や近隣地域をメインターゲットにした誘客活動やコロナ収束後に県外や海外から来訪してもらうための情報発信・受入環境整備等に取り組んでいます。

(1) 熊野古道を活用した誘客促進

① 「ARで甦る東紀州八英傑～熊野古道で出逢う物語～」(一社) 東紀州地域振興公社との連携事業)

熊野古道伊勢路等の来訪者に対し、東紀州地域への興味関心を促し周遊、再訪につなげるため、東紀州地域にゆかりのある歴史・伝承の人物などをアニメキャラクター化し、熊野古道などに設置したQRコードを読み込むことでスマートフォン画面上にAR(拡張現実)で表示する「ARで甦る東紀州八英傑～熊野古道で出逢う物語～」を、11月1日に公開しました。

また、当該ARコンテンツの認知拡大・利用促進を促すため、「『ARで甦る東紀州八英傑』インスタ投稿キャンペーン」を実施しています。

② 熊野古道伊勢路プロモーション動画

東紀州地域への来訪では、県全体に比べて少ない傾向がみられる「子ども連れの家族旅行」などの誘客を図るため、初めて来訪する方が持たれる不安感を解消しながら熊野古道を紹介するプロモーション動画を日英2か国語対応で制作し、2月以降にYouTube上などで順次公開していきます。

ア 初心者のための熊野古道歩き方紹介動画

インフルエンサーが、峠道へのアクセスや見どころ、古道歩きの注意点等の初心者が知りたい情報を交えて、気軽に体験できるウォーキングコースや脇道・寄り道スポットを紹介します。

イ 360度動画

アで紹介するコースの道中やその周辺の絶景スポット等を、360度動画で紹介します。

(2) “今”だからこそ、“近場”で楽しもう！キャンペーン(3県連携事業)

三重県、奈良県、和歌山県の3県が連携して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により落ち込んだ旅行需要の喚起を図るため、三重県・奈良県・和歌山県の3県民を対象に、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」地域において宿泊キャンペーンを実施しています。

○ 期間：令和3年12月3日(金)～令和4年2月14日(月)

○ プレゼント内容：

- ・ 抽選で世界遺産地域の指定ペア宿泊券(30,000円相当) 60名
- ・ はずれた方を対象に抽選で3県の特産品(5,000円相当) 60名

○ 応募条件（※全てを充足）：

- ・三重県、奈良県、和歌山県のいずれかの県に在住
- ・三重・奈良・和歌山の3県のうち、いずれかの世界遺産地域の宿泊施設へ1泊以上宿泊
- ・世界遺産地域で、宿泊料以外に合計5,000円(税込)以上消費

(3)「熊野古道アクションプログラム3」の見直し

熊野古道に関するさまざまな活動をしている関係者が一堂に会し、意見交換や調整をしていく場である「熊野古道協働会議」（事務局：南部地域活性化局）が、平成27年3月に作成した「熊野古道アクションプログラム3」（以下、「AP3」）の中間見直しを行っています。

AP3は熊野古道の保全と活用のための10年間の活動指針及び取組の方向性を取りまとめたもので、前半の5年間が経過したことから、今回、進捗状況について検証するとともに、AP3に記載されていない近年の社会環境の変化等を反映していくため、「追記編」として後半の取組の方向性を取りまとめていきます。

熊野古道関係者や来訪者及び有識者へのヒアリングとアンケート調査を行い、熊野古道協働会議並びに検討会議での議論を通して、「見直し案」を作成し、最終的に熊野古道協働会議で合意を経て確定されます。

〔スケジュール〕

令和3年7～10月	関係者アンケート（191名） 来訪者アンケート（アンケート用紙及びインターネット調査） (200名)
	有識者等ヒアリング・アンケート（19名）
10月29日	第1回熊野古道協働会議 ・AP3の見直し等について説明、意見聴取
11月5日	第1回検討会議 ・AP3見直し素案についての検討
12月9日	第2回検討会議 ・AP3見直し中間案についての検討
令和4年1月頃 (予定)	第3回検討会議 ・第2回検討会議での議論を踏まえた、AP3見直し中間案についての検討
令和4年1～3月	熊野古道協働会議 ・AP3見直し最終案についての検討、合意

〔主な論点〕

- ・巡礼道としての本質的価値を大切にしたブランディングの必要性
- ・保全関係者の高齢化が進んでおり、持続可能な古道保全の仕組みを構築する必要性

(4) 熊野古道サポーターズクラブ

熊野古道に関心のあるボランティアを募集して、地域の保全団体の活動をサポートする保全体験（清掃ウォーク等）を行っています。

11月の活動では、熊野古道沿線の各保全団体と連携して「熊野古道一斉クリーンアップ作戦」を実施し、熊野古道サポーターズクラブ登録者や世界遺産登録15周年実行委員会構成団体、東紀州地域の高校生等、約80名が参加しました。

○今年度の取組（実績・予定）：

11月13日	熊野古道一斉クリーンアップ作戦 松本峠、二木島峠・逢神坂峠など	} 計5回 程度
12月11日	女鬼峠（世界遺産未登録区域）	
1月	大吹峠	
2月	三瀬坂峠	



(5) 熊野古道センター

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休館や集客イベントの中止・延期などがありましたが、感染症がある程度の落ち着きを見せているところであり、あらためて同センターの活動を活発化させていきます。

11月は、教育旅行による訪問人数は前年同月を上回りましたが、聖火の展示が行われた昨年11月17日には1日で延べ3,000人以上の来場があったことなどにより、前年同月には及びませんでした。

<参考：全体の来場者数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和3年度(a)	8,828	7,545	7,566	9,244	5,344	0	9,697	12,098					60,322
令和2年度(b)	1,614	2,448	5,597	6,939	8,110	11,625	11,431	16,095	8,424	5,220	8,979	10,678	97,160
令和元年度(c)	9,703	17,294	9,351	11,694	9,772	7,498	12,017	14,030	19,461	7,629	10,179	0	128,628
平成30年度(d)	11,283	17,473	6,466	7,476	12,928	5,790	7,778	8,361	15,191	6,086	7,652	7,477	113,961

※令和2年度、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている。

令和3年度は、「まん延防止等重点措置」の適用により4月20日から6月20日までの間、「三重県緊急警戒宣言」の発令により8月8日から8月26日までの間、集客イベントを中止・延期し、さらに、「三重県緊急事態措置」の発令に伴い、8月27日から9月30日までの間、イベントの中止・延期に加えて休館した。

令和元年度は、熊野古道世界遺産登録15周年記念事業を実施。

<参考：教育旅行による来場者数>

令和3年度 113校、7,413人（4～11月）、令和2年度 87校、5,162人

※令和元年度以前はデータなし

○今年度の主な展示・イベント

10月1～31日

企画展「わが郷土のお祭り『紀宝町と烏止野神社例大祭』」

11月6日

開館15周年記念知られざる熊野探訪ツアー「西国第一の難所～八鬼山越え」

12月1日～令和4年1月31日

開館15周年記念特別企画展「東紀州今昔物語 名所図会と行く紀伊之国」

12月11日

熊野古道センター開館15周年記念コンサート「吉鶴洋一ビオラコンサート」

12月18日～令和4年1月30日

企画展 開館15周年記念「未来へ ～子供たちと伝える熊野古道の魅力～」

(6) (一社) 東紀州地域振興公社の取組

新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、11月以降、販売促進活動のための県外のイベントへ順次参加しています。

○イベント参加実績・予定

- ・11月12～14日、イオンモール新瑞橋（名古屋市）
「三重県フェア」情報発信と海産・農産加工品等特産品販売
- ・11月27～28日、三重テラス（東京都）
東紀州みかん・特産品祭り in 三重テラスで情報発信
- ・12月3～5日、イオンモール京都桂川（京都市）
「三重県フェア」で情報発信
- ・令和4年1月16～17日、金山総合駅（名古屋市）
「南三重ふれあいフェスタ in 金山」で情報発信及び特産品販売
- ・令和4年3月26～27日、金山総合駅（名古屋市）
「南三重ふれあいフェスタ in 金山」で情報発信及び特産品販売

団体教育旅行受入説明会

「紀北町・古里地区を中心とした宿泊施設・体験コンテンツ造成」

南部地域への教育旅行に係る受入環境整備及び情報発信事業は大人数の教育旅行を受け入れることができる仕組みを構築し、南部地域の教育旅行に係る受入環境を整備するとともに、情報の発信を行うことにより、南部地域が教育旅行の目的地として選ばれ続けることをめざすものです。

本会は教育旅行を受け入れていただくにあたり、宿泊機関様や体験業者様に本事業の趣旨を理解いただき、教育旅行の受け入れのポイントや注意事項、受入実務の流れなどを学んでいただき、スムーズに実施いただけるように企画致しました。



■ 研修会概要 ■

■ 開会・講師・スタッフ紹介

■ 事業趣旨

- ・本事業の概要説明

■ 教育旅行について

- ・教育旅行とは
- ・教育旅行誘致のメリット
- ・教育旅行受入の注意点
- ・教育旅行受入の成功事例

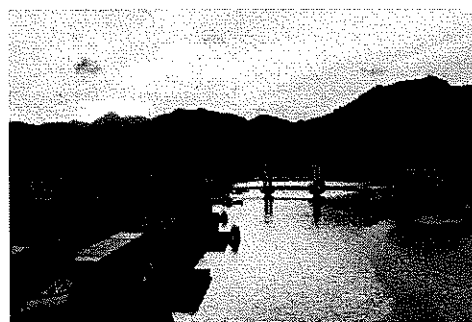
■ 契約手続き・コロナ対策について

- ・コロナ禍での受け入れ態勢
- ・推奨されるコロナ対策とは

■ 受入の流れ・スケジュール

- ・本事業の今後のスケジュール

■ 閉会



日時：12月8日（水）10時00分～12時00分 受付：9時45分～

場所：「ふるさと自然休養村管理センター」紀北町古里1021-3

*会場の駐車場の数が限定されますのでお車利用の方はなるべく乗り合わせてお越し下さい。

定員：20名

申込先：近畿日本ツーリスト（株）津支店

電話：059-227-5516 FAX:059-224-1527

参加
無料

先着
受付

参加人数の把握のため、事前にお申込みをお願いいたします。
参加希望の方は、裏面に必要事項を記入しFAXでお申込み下さい。



【講師】大谷 晴信 (おおたに・はるのぶ) 氏

1982年、近畿日本ツーリスト(株)入社。2003年より地域観光交流ビジネスの開発をミッションとする「営業推進室自治体振興チーム」を立ち上げ、その後、(株)ティー・ゲートニューツーリズム事業部長として着地型旅行商品専門予約サイト「旅の発見」を活用した、「魅力ある観光資源」の開発・販売、観光交流まちづくりプラットフォームの支援など、「着地型旅行商品」の継続的な開発と効果的な流通促進を支援するための“地域を応援する事業”を推進。現在は、シニアアドバイザーとして、各地の観光DMO機能の構築等の支援に携わる。



【講師】花垣 紀之 (はながき・のりゆき) 氏

平成6年(財)農林漁業体験協会 勤務、平成13年(財)都市農山漁村交流活性化機構 勤務、平成25年度～(一財)都市農山漁村交流活性化機構 に所属。主な業務実績として子供の農山漁村体験の充実に向けた有識者会議 委員(内閣官房、平成30年度)、全国市町村国際文化研修所「子ども農山漁村交流プロジェクト研修」講師(共催：総務省・文部科学省・農林水産省・環境省、平成23～30年度)、部科学省いじめ対策等推進事業「長期宿泊体験に関する調査研究」(文部科学省・委託、平成28～30年度)など。著書として受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」の取組(要点整理)(2020)(一財)都市農山漁村交流活性化機構、「農林漁泊による学校教育旅行コーディネーターのための手引きI(教育効果編)」(2011)(財)都市農山漁村交流活性化機構 共著など多数。

団体旅行受入説明会申込用紙

必要事項を記入の上、下記までFAXにて提出願います。
申込み期限：12月3日(金) (定員となり次第受付終了)

氏名	
所属	
連絡先	
メールアドレス	

【教育旅行を受け入れるにあたり、疑問点や不安点、その他質問等ございましたら記入下さい】

■提出先・問合せ先

近畿日本ツーリスト株式会社 津支店
担当：京戸・奥野

TEL：059-227-5516 FAX：059-224-1527



熊野古道で
出逢う物語

ARで甦る
東紀州八英傑

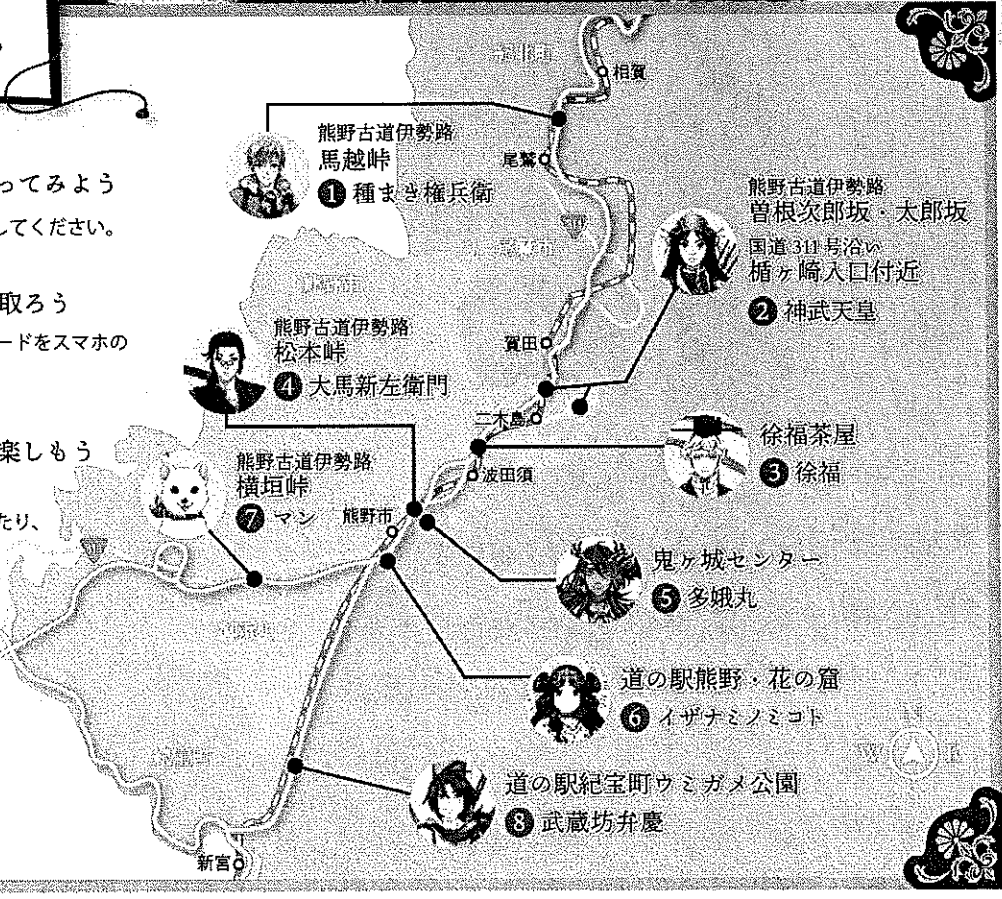
熊野古道を行き交う旅人の安全を祈り新たな出逢いを求めて、東紀州に関わる伝説の8キャラクターがARで甦りました。

東紀州八英傑
ARスポットマップ

STEP1 ARスポットに行ってみよう
ARマップと裏面の写真を見て探してください。

STEP2 QRコードを読み取る
ARスポットにある掲示物のQRコードをスマホのカメラで読み取りましょう。

STEP3 ARコンテンツを楽しもう
QRコードを読み取ると、キャラクターがあなたに語りかけたり、キャラクターと一緒に写真を撮ったりすることが出来ます。
※季節でデザインが変わるキャラクターも！



東紀州八英傑 & ARスポットのご紹介



一 種まき権兵衛

権兵衛が種まきカラスがほじくる畑で種を蒔いてはカラスに食べられ、笑われつつも努力を重ね村一番の農家に。鉄砲の名手としても有名。



◎ 熊野古道伊勢路 馬越峠

峠付近に設置のスタンプ台（小屋の近く）

アクセス方法



二 神武天皇

熊野の地を経て、国を建てた初代天皇。熊野の地から八咫鳥（やたがらす）に導かれ、数々の苦難を乗り越え、初代天皇となる。



種ヶ崎

◎ 熊野古道伊勢路 曾根次郎坂・太郎坂、橋ヶ崎入口付近

曾根次郎坂・太郎坂 峠付近に設置のスタンプ台（東屋の近く）

橋ヶ崎入口付近 国道311号沿い橋ヶ崎入口駐車場、橋ヶ崎入口付近のWC

アクセス方法



三 徐福

大陸から最先端の技術を伝え、神代の賢者。不老不死の仙薬を手に入れるため、始皇帝の命により数千人を伴い熊野に到来した。あらゆる学問や術に長ける。



◎ 徐福茶屋

三重県熊野市波田須町454-3
（徐福茶屋の外壁）

アクセス方法



四 大馬新左衛門

狙った獲物は外さない!? 敏腕スナイパー。江戸時代に鉄砲の名手として知られた人物。月明かりの中、妖怪と間違えて峠のお地蔵様を撃った逸話を持つ。



◎ 熊野古道伊勢路 松本峠

峠付近に設置のスタンプ台（地蔵の近く）

アクセス方法



五 泣く子も黙る、伝説の鬼の大将 多娥丸

鬼ヶ城を居城にする鬼の大将。熊野の海賊の頭領としても伝えられる。



◎ 鬼ヶ城センター

三重県熊野市木本町1835-7
（センター入口付近等）

アクセス方法



六 熊野に眠る、国産み・神産みの母神 イザナミノミコト

国産み・神産みをなした母なる神。例大祭『お綱かけ神事』は、日本書紀の時代から今も花の窟で続いている。



◎ 道の駅熊野・花の窟

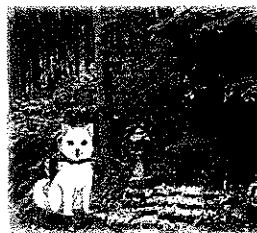
三重県熊野市有馬町137
（道の駅入口付近等）

アクセス方法



七 紀州犬の先祖 マン

恩返しをするために山からやってきた心優しいオオカミの子。御浜町が発祥であるとされる、紀州犬の先祖。



◎ 熊野古道伊勢路 横垣峠

峠付近に設置のスタンプ台（東屋の近く）

アクセス方法



八 この地で生まれたやんちゃなガキ大将 武蔵坊弁慶

熊野別当（熊野三山の要職）を父に持ち、紀宝町に生まれたと伝えられる。後に剛力無双の豪傑として源義経に仕える。



七里御浜

◎ 道の駅紀宝町 ウミガメ公園

三重県南牟婁郡紀宝町井田568-7
（道の駅入口とWCの間等）

アクセス方法



詳しくは特設サイトへ

ar8eiketsu.higashikishu.org



東紀州に当地にARスポット



お問い合わせ

事業について / 一般社団法人東紀州地域振興公社

ARについて / インフォテックス株式会社

TEL 0597-89-6172

Mail kousha@higashikishu.org

Mail support@raton.jp



松本峠
(三重県松本町)



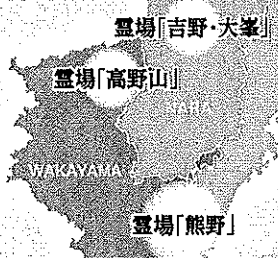
根本大塔内陣
(和歌山県高野町)

「今」だからこそ、「近場」で楽しもう! キャンペーン

三重県・奈良県・和歌山県在住の方限定!
抽選でペア宿泊券や特産品をプレゼント!



果無峯
(三重県津市川)



霊場「吉野・大峯」
霊場「高野山」
WAKAYAMA
霊場「熊野」



※画像はイメージです。

那智大滝
(和歌山県那智勝浦町)



2021年 12/3(金) ~ 2022年 2/14(月)まで
(応募期間:2021年12月3日~2022年2月28日まで)

- 抽選で世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」地域の指定ペア宿泊券(30,000円相当)を60名様にプレゼント!
- Wチャンスとして、はずれた方を対象に抽選で3県の特産品(5,000円相当)を60名様にプレゼント!

詳しい応募方法については、裏面をご確認ください。

主催:「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会

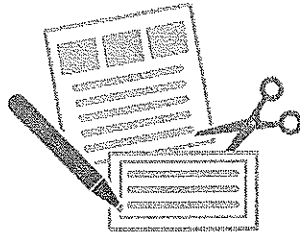
(キャンペーン期間／2021年12月3日(金)～2022年2月14日(月)まで)

応募方法

①3県の方がキャンペーン期間中に、世界遺産地域内で1泊以上宿泊し、同地域内で合計5,000円以上利用(宿泊料除く)



②チラシ裏面下部の応募用紙に記入いただき、点線で切取



③必要書類(応募条件の④)を応募用紙とともに同封し、下記の送付先へ2/28までに郵送(当日必着)



**3県の世界遺産地域に
宿泊した方は、
当選確率が3倍!**

(2県の世界遺産地域に宿泊した方は、当選確率が2倍)

※1 世界遺産地域はそれぞれ下記の市町村とします

三重県：尾鷲市、熊野市、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町

奈良県：五條市、吉野町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村

和歌山県：橋本市、田辺市、新宮市、かつらぎ町、九度山町、高野町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、串本町

※2 連続する宿泊または連続しない宿泊どちらも対象

応募条件

キャンペーンのご応募には、下記の全ての条件を満たすことが必要です。

- ①三重県、奈良県、和歌山県のいずれかの県に在住している方
- ②三重県、奈良県、和歌山県のうち、いずれかの世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」地域*の宿泊施設へ1泊以上ご宿泊いただいた方(宿泊金額は問いません)
- ③世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」地域*の飲食店、土産物店、観光施設、ガソリンスタンド等で、旅行期間中(宿泊日とその翌日)に1応募につき合計5,000円(税込)以上ご利用いただいた方*^{※3} ※3 宿泊施設に支払った宿泊料は除く
- ④上記②が分かる宿泊施設が発行する領収書、または旅行代理店等が発行する旅程表と領収書(いずれもコピー可)を提出
・上記③が分かる飲食店、土産物店、観光施設、ガソリンスタンド等が発行する領収書、レシート(コピー可)を提出

送付先

**〒514-8570 三重県津市広明町13
「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会事務局 (三重県東紀州振興課 内) 行**

応募の際の注意

- ①ご応募いただけるのはおひとり様につき、1回のみとさせていただきます。
- ②当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。
- ③国や各自治体が実施するキャンペーンにて宿泊した場合も、当キャンペーンの要件を満たす場合は応募可能です。

●キャンペーンに関するお問い合わせ

「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会事務局 (三重県東紀州振興課 内)

☎ 059-224-2193 E-MAIL hkishu@pref.mie.lg.jp



【応募用紙】

●氏名(ふりがな)： _____ ●ご年齢： _____ 歳

●ご住所：〒 _____ (商品の送付先になります) ●お電話番号： _____ (日中ご連絡のつく)

●ペア宿泊券の希望先(宿泊先として希望する順番に1、2、3と記入ください)
三重県：第()希望 / 奈良県：第()希望 / 和歌山県：第()希望

●アンケートにご協力ください(該当する番号を○で囲んでください)

I 旅行の形態は? ①おひとり ②友人と ③家族と ④カップルで ⑤その他

II 旅行の目的は? (複数回答可) ①世界遺産等名所の観光 ②温泉 ③絶景などの自然鑑賞
④美味しいものを食べる ⑤レジャー施設 ⑥お宿でゆっくり過ごす ⑦その他

III 旅行の交通手段は? ①電車・バス ②自家用車・バイク ③レンタカー ④自転車 ⑤その他

IV 一人当たりの旅行の予算は? ①1万円未満 ②1万円以上2万円未満 ③2万円以上5万円未満 ④5万円以上

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

(旅行者の皆様へお願い)咳エチケットや石けんによる手洗い、手・指の消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理に努めてください。

(所管事項)

3 新過疎法施行に伴う過疎地域持続的発展方針 及び計画の策定について

1 要旨

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年4月1日施行。以下「新過疎法」という。)に基づき策定する「三重県過疎地域持続的発展計画」(以下「県計画」という。)(案)については、平成27年の国勢調査を基準として、令和7年の過疎地域の人口を目標値(110,000人)として設定したところですが、11月30日に令和2年国勢調査の結果が公表されたことに伴い、目標値を114,000人に上方修正します。

2 県計画(案)における目標値の上方修正

【指標】 令和7年における過疎地域の人口

【目標値】 110,000人(R7国勢調査) <現状値 146,253人(H27国勢調査)>



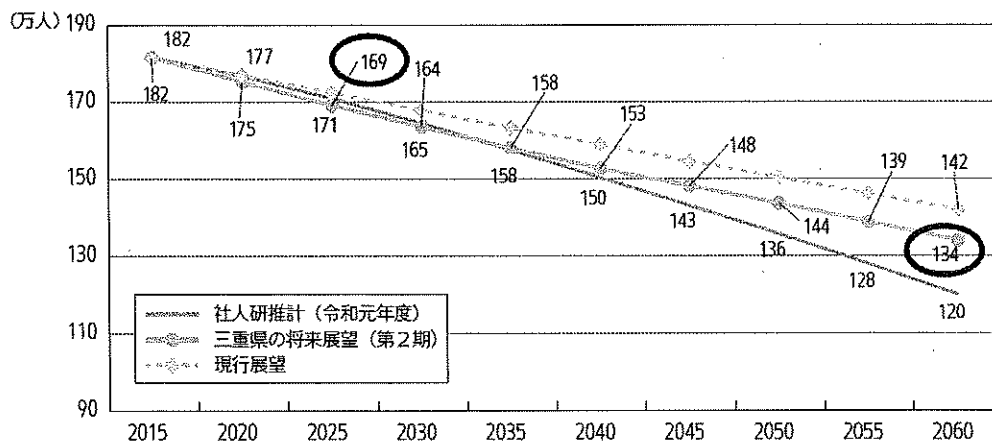
114,000人(R7国勢調査) <現状値 130,039人(R2国勢調査)>

【目標値設定の考え方】

○第2期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における県全体の人口の将来展望

県外への転出超過数を毎年608人ずつ改善するなど必要な対策を講じ、合計特殊出生率や転出超過数が改善された場合、2060年には県全体で134万人を確保できるとしており、2025年(令和7年)では169万人を確保することが見込まれています。

図5 三重県の将来人口のベース推計と将来展望



○過疎地域における人口の目標設定

国勢調査における過疎地域の人口減少率について、県全体の増減率と比べると、H17： $\Delta 7.5$ ポイント、H22： $\Delta 8$ ポイント、H27： $\Delta 9$ ポイントと徐々にその差は大きくなっており、過疎地域の人口減少が県全体よりもさらに加速度的に進んでいることが分かります。

令和2年の国勢調査では、過疎地域の人口減少率は $\Delta 11.1\%$ と前回と同値でしたが、県全体（ $\Delta 2.5\%$ ）と比べると、依然として $\Delta 8.6$ ポイントの差があります。

このトレンドから推定し、R7での県全体の増減率との差を $\Delta 8.5$ ポイント（過去3回の平均値）と仮定すると、過疎地域での人口増減率は $\Delta 13.0\%$ と試算され、R7の過疎地域の人口は113,133人（下表の上段（ ）書き）になると予想されます。

そこで、県及び市町がそれぞれの過疎計画に基づいた対策を行うことで、R7の減少率を0.5%食い止め、 $\Delta 12.5\%$ とすることを目指し、R7の過疎地域の人口を113,784人（114,000人）（下表の下段下線部）とすることを目標とします。

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
県全体	人口	1,866,963	1,854,724	1,815,865	1,770,254	1,690,000 (将来展望)
	増減率 ①	+0.5%	$\Delta 0.7\%$	$\Delta 2.1\%$	$\Delta 2.5\%$	$\Delta 4.5\%$
過疎地域	人口	180,316	164,603	146,253	130,039	(113,133) <u>113,784</u>
	増減率 ②	$\Delta 7.0\%$	$\Delta 8.7\%$	$\Delta 11.1\%$	$\Delta 11.1\%$	($\Delta 13.0\%$) <u>$\Delta 12.5\%$</u>
増減率の差 ②-①		$\Delta 7.5$	$\Delta 8.0$	$\Delta 9.0$	$\Delta 8.6$	($\Delta 8.5$) <u>$\Delta 8.0$</u>

増減率の差の平均値 $\Delta 8.5$

3 今後の対応方針

8月に策定した「三重県過疎地域持続的発展方針」及び県計画に基づき、市町と連携しながら過疎対策に取り組んでいきます。

(参考) 三重県過疎地域持続的発展計画(案)の概要

(1) 対象期間及び対象地域

- 対象期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間
- 対象地域 過疎地域10市町14地域+特定市町村(津市(旧美杉村))

【過疎地域】10市町14地域

尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町

松阪市(旧飯南町、旧飯高町)、志摩市(旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧磯部町)

伊賀市(旧島ヶ原村)

【特定市町村】1市1地域

津市(旧美杉村)

(2) 過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展計画(県・市町)との関係

新過疎法第7条に基づき、県は、「三重県過疎地域持続的発展方針」(過疎方針)を国の同意を得て、8月16日付けで策定しました。

過疎市町(特定市町村を含む)は、過疎方針に基づき、当該市町の議会の議決を経て「各市町過疎地域持続的発展計画」(市町計画)を策定します。市町計画に基づいた事業の実施にあたっては、過疎対策事業債の活用など財政優遇措置が講じられます。

また、県は、過疎方針に基づき、「三重県過疎地域持続的発展計画」(県計画)を策定します。

過疎方針が、過疎地域の持続的発展を図るための基本的な事項や実施すべき施策に関する事項についての方針を定めるのに対し、県計画は、過疎方針に基づき、市町に協力して県が講じようとする措置の内容(具体的な事業)及び目標と評価に関する事項を定めるものとなります。

